

別紙

派遣費基準

意思疎通支援の内容	報酬		旅費
	派遣1時間まで	派遣時間が1時間を超える場合その超える30分までごとに	
手話通訳	2,500円	1,250円	協会の基準により算出した額の範囲内で適当と認める額
要約筆記者(手書き)	2,500円	1,250円	
要約筆記奉仕員	1,250円	625円	
要約筆記者(パソコン)	2,700円	1,350円	
要約筆記奉仕員	1,450円	725円	

備考

- 1 上記料金には、消費税及び地方消費税の額を含む。
- 2 全国統一要約筆記者認定試験の認定者の派遣にかかる報酬の額は、要約筆記(手書き)、要約筆記(パソコン)の上段の額を適用する。
- 3 派遣時間が1時間までの場合は、1時間とみなして報酬の額を算定する。
- 4 上記派遣経費及び旅費に派遣者の調整や報酬の支給等にかかる事務費、役務費等として、意思疎通支援の内容毎に1500円を加算した額を委託費とする。なお、派遣希望日の14日前までに派遣が取り下げられた場合は、派遣業務1件につき1000円を請求できる。
- 5 意思疎通支援時間が1時間を超える場合は、その超える30分までごとに、時間単価の半額を加算して計算する。
- 6 派遣時間は、待ち合わせ又は打合せの開始時間から意思疎通支援の終了までの時間とする。
- 7 午後10時から翌日の午前6時までの深夜での派遣についての報酬の額は、表に定める単価に100分の150を乗じて得た単価をもって算定する。
- 8 派遣場所が遠方等で派遣者の自宅から支援の業務を行う場所まで公共交通機関等での通常の移動時間で片道1時間を超える場合は、1時間を超える時間について報酬単価の100分の50を評価する。
- 9 公共交通機関を利用する場合の旅費は、派遣者の自宅の最寄り駅から支援の業務を行う場所の最寄り駅までの往復に要する料金とする。
- 10 自家用車を使用する場合は、派遣者の自宅から支援の業務を行う場所までの往復走行距離とし、料金の算定に当たっては1リットル170円で、1リットル当たり10キロメートル走行したものと計算する。
- 11 高速道路及び有料駐車場を利用した場合は、領収証を添付の上請求する。
- 12 意思疎通支援の業務時間により次の派遣人員を基本として派遣人員を決定する。
 1時間以上2時間未満 2人以上 要約筆記 1会場 4人 (基本)
 2時間以上 3人以上
- 13 その他、必要な事項は和歌山県聴覚障害者情報センター所長と協議する。